

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第185回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は5つございます。

議題1「令和3年改正個人情報保護法関係政令・規則・民間部門ガイドライン案の意見募集結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和3年改正個人情報保護法関係政令・規則・民間部門ガイドライン案の意見募集結果について御説明申し上げます。

8月4日の第181回委員会において、令和3年改正個人情報保護法関係政令・規則・民間部門ガイドライン案を取りまとめ、意見募集を実施したところであり、その結果について御報告申し上げます。

まず、資料について、資料1-1として、意見募集結果の概要、資料1-2から資料1-4として、それぞれ政令、規則、各ガイドライン案に対する提出意見の一覧、資料1-5として、政令案、資料1-6として、政令案の新旧対照表、資料1-7として、規則案、資料1-8から資料1-12として、それぞれ民間部門におけるガイドラインの通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編、認定個人情報保護団体編とさせていただいております。

まず、資料1-1を御覧ください。本意見募集は、令和3年8月4日から9月6日まで実施し、16の個人又は団体から延べ75件の御意見が寄せられました。

項目ごとの提出意見数については、政令案に対するものが16件、規則案に対するものが4件、ガイドライン案に対するものが47件、その他のものが8件となっております。

政令案に対する意見について、資料1-2を御覧ください。これ以降、代表的なものとして提出いただいた御意見及びそれに対する考え方を御説明いたします。

まず、提出いただいた御意見も踏まえての案の修正があったものとして、項番号7番を御覧ください。政令案においては、第20条において、行政機関の長等は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに個人情報ファイル簿を作成しなければならないこととされておりますが、令和3年改正個人情報保護法施行令が施行された際に、現に保有されている個人情報ファイルについても、直ちに個人情報ファイル簿を作成することとされているのかといった点に関して御質問を頂いたものでございます。

この点につきましては、事務局においても、法制的な観点から検討を進めていたところでございます。御指摘も踏まえまして、附則第2条第2項において、こちらの資料の【修正後】とあるところでございますけれども、こちらに記載のとおり、経過措置規定を置くこととしてございます。

また、項番号8番から11番のように、行政機関等に対して開示請求があった場合の本人確認書類について定める点に関しまして、具体的にどのような書類がこれに該当するのか

などについて確認をする御意見がございました。

これらに対しては、「御指摘の点については、今後ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。」としております。

このほか、項番号12番、13番、16番のように、政令案が定める開示請求にかかる手数料や行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の定めに関して、その積算根拠や、基本的には収入印紙による支払を原則としている点について確認する御意見がございました。

これに対しては、それぞれ積算の根拠となった事項を示し、また、納付方法につきましても、手数料納付に収入印紙が広く利用されていることに加えて、納付・収納事務の安全性及び効率性を考慮したことによることを示しつつ、オンラインによる納付も可能である旨を回答することとしております。

さらに、項番号14番及び15番のように、訂正請求と利用停止請求について、代理人の資格喪失届に関する規定が準用されない点に対する御意見がございました。

これに対しては、訂正請求及び利用停止請求は、保有個人情報を開示する開示請求の制度とは異なり、訂正や利用停止を行うか否かについて、資格を喪失した代理人に通知が出されても、本人に大きな不利益をもたらすものではないと考えられてきたことから、現行の行政機関個人情報保護法施行令第23条の規定を踏襲し、訂正請求及び利用停止請求の場合には、開示請求時の資格喪失の届出の規定を準用しないこととした旨を回答することとしてございます。

続いて、規則案に対する御意見について、資料1－3を御覧ください。

まず、項番号1番のとおり、行政機関等において漏えい等が生じた場合の委員会への報告義務に関して、要配慮個人情報が含まれる保有個人情報が漏えい等した場合であっても、その情報が高度な暗号化、その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものであった場合には、漏えい等報告の義務の対象外とされる点についての御意見がございました。

この点、「保有個人情報に高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものについては、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低下している」ことから、原案を維持するとともに、「具体例等については、今後ガイドライン等を通じてお示しすることを検討」といった旨を回答することとしてございます。

なお、当該規定については、民間部門の漏えい等報告に係る規定においても同様の定めとなっているところでございます。

また、項番号2番及び3番のとおり、行政機関等において漏えい等が生じた場合に、委員会に報告が必要となる場合について、漏えい等した保有個人情報に係る本人の数が100人を超える場合としていることに関して、その理由について確認する御意見がございました。

これに対しては、「改正後の規則第43条第1項第4号の規定は、個人の権利利益を保護する必要性という観点から、民間部門における相当する規律の解釈との整合性を図りつつ、

公的部門における過去の漏えい等事案の発生状況等を踏まえ定めるものです。」と回答することとしております。

なお、規則案における当該規定についての考え方については、第181回委員会においても御説明を申し上げたところでございます。

ガイドライン案に対する御意見について、資料1－4を御覧ください。

まず、提出いただいた御意見も含めて案の修正があったものとして、項番号27番を御覧ください。ガイドライン案において、学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためにやむを得ない場合の例示について、例示として不適切ではないかとの御意見がございました。

この点につきましては、資料にも記載のとおり、当該例示について「顔面の皮膚病に関する医学論文において、症例に言及する場合であって、写真全体にモザイク処理を施す等の対応をすることにより、当該論文による研究成果の公表の目的が達せられなくなる」といった形で修正することとしてございます。

また、項番号7番、8番のように、学術研究機関の該当性について確認する御意見がございました。

これらについては、法第16条第8項に規定する学術研究機関等に該当するか否かは、ある機関の主たる目的が学術研究であるか否かにより判断することが必要であるといった旨を回答することとしてございます。

このほか、項番号12番、13番のように、学術研究目的の判断基準について、Q&A等で明確化すべきとの御意見がございました。

この点に関しては、法の解釈の明確化については、個人の権利利益の侵害の可能性を含め、幅広い関係者の御意見等を踏まえながら、引き続き委員会として取り組んでいく旨の回答をすることとしてございます。

さらに、項番号16番、22番のように、学術研究例外が適用されないこととなる個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合について、具体的に示すべきとの御意見がございました。

これに対しては、「『個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合』については、個別具体的な事例の状況に即して判断されるべきものと考えますが、今後、解釈の具体化に努めてまいります。改正後の法第59条に規定されているとおり、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、学術研究機関等について法律の特例が設けられているものも含め、個人情報等の適切な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、公表することが努力義務として課せられています。学術研究機関等においては、こうした法の規定に則った自主的な取組が期待されます。」と回答することとしております。

加えて、項番号32番と33番のように、個人関連情報取扱事業者が外国にある第三者に個人関連情報を提供する場合の当該外国における個人情報の保護に関する制度等に関する情

報を本人に提供しなければならないとされていることに関連して、委員会が事業者に対して参考となる情報の提供を柔軟に行ってほしいといった意見がございました。

これに対しては、「改正後の法第31条第1項第2号の趣旨は、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えています。もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、年内を目途に、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。」と回答することとしております。

また、項番号40番では、海外第三者への個人データの提供に当たり、事前の本人同意が必要であることとしている法第28条第1項の規定において、その例外に当たる場合として引用している法第27条第1項第7号の規定に関して質問がございました。

具体的には、法第27条第1項第7号において、個人データの提供先が学術研究機関である場合であって、当該個人データの提供が学術研究目的で提供する必要があるとき、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除くとされていることに関連して、ここでの学術研究機関等には、外国にある機関も含まれるのか否かについて確認を求める御意見がございました。

これに対しては、「改正後法第28条第1項において適用除外とされる改正後法第27条第1項第7号中の『学術研究機関等』とは、国内の機関等のみを指し、海外の機関等は含みません。ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（案）2(3)⑦については、海外に所在する国内の学術研究機関等の現地事務所等を想定しています。」と回答することとしております。

以上のほかに、項番号50番、56番のように公的部門向けのガイドラインの策定の有無について確認をするもの、また、項番号1番、36番のようにデジタル社会形成整備法第51条の規定による改正、これは地方部分に係る改正でございますが、これを踏まえたガイドラインの改正について確認またはその求めをする御意見がございました。

これらに関しましては、今後、策定作業を進めていくことを前提とした回答をそれぞれ差し上げることとしていくところでございます。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 説明をありがとうございました。

今回の意見募集では、16の団体と個人から計75件のいずれも貴重な御意見を頂きまして、感謝申し上げます。

今後、当委員会の取組を進める上で参考になる御意見も少なからず見受けられたように

思いましたが、政令・規則案に関しては、説明にもありましたように、制度の移行に伴う経過措置の要否に関する指摘、それから開示請求があった際の本人確認の在り方に関するものなど、行政機関や独立行政法人等に対する今後の法の施行など円滑な運営を行っていく上で重要な論点を御指摘いただいたと認識しております。引き続き、今後の円滑な施行に向けて、遺漏なく準備を進めてほしいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか。

藤原委員。

○藤原委員 パブコメを拝見して、改めて学術研究のところは関心が高いのだなと感じております。委員会としては、学問の自由を尊重するという姿勢は継続すべきであると考えています。

一方、例外の適用に当たりましては、特に本人の権利利益を不当に侵害しないことといった要件が課せられておりますので、パブコメにも出てまいりましたけれども、引き続き今後も趣旨・目的について、例外の対象となるところの学術研究機関等の理解ができるだけ進むように、これは当委員会としても取組を進めていく必要があると思いました。

要件が学術研究を萎縮させるものであってはならないことは当然なのですが、他方で、安易に具体的事例を示してお墨つきを与えるような性質のものでもありませんので、委員会としても議論を深めていく必要があると考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見はありますか。

今、お二方から御意見を頂きましたけれども、今回の意見募集においては、非常に多くの方々から様々な御意見を頂いたと承知しております。改めて幅広い主体における個人情報保護法に関する関心の高さを実感するとともに、貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に感謝を申し上げたいと思います。

本政令案や規則、ガイドラインの改正案は、法の趣旨や国会審議の内容、これまでの委員会における各委員の意見等を踏まえた、個人情報保護とデータ流通の両立を図るものとなっているものと思います。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、閣議請議及び官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。また、その際は、技術的な修正等につきましては、私に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局において所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。議題2「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令案について」について事務局から説明を

お願いいたします。

○事務局 事務局でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令案について、御説明申し上げます。資料2-1は概要、資料2-2は政令案そのものでございまして、資料2-1に基づいて説明させていただきます。

本政令案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、以下、単に「整備法」と申し上げますけれども、これに関する一部の施行期日について、1点目として、整備法附則第1条第3号に掲げる規定の施行期日、具体的には、オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る個人情報保護委員会への事前届出の受付開始日を令和4年1月1日とすること、2点目として、整備法附則第1条第4号に掲げる規定、すなわち令和3年改正のうち、行政機関、また、いわゆる規律移行法人を含む独立行政法人等及び学術研究例外に係る規定の施行の日を令和4年4月1日とするこの2点を定めるものでございます。

1点目のオプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る個人情報保護委員会への事前届出の受付開始日については、いわゆる規律移行法人に関する規律の施行の日を令和4年4月1日とすることを受け、オプトアウト手続による個人データの第三者提供を行う事業者における準備期間の確保等の観点から、令和4年1月1日とすることとしております。

また、2点目の施行の日につきましては、整備法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日まで、すなわち法の公布の日である令和3年5月19日から1年以内の日付とする必要があるところでございます。この施行の日を定めるに当たっては、整備法第50条等の規定による改正が、国の行政機関及び独立行政法人等並びに学術研究機関等に広く影響を及ぼすため、施行までに十分な準備期間を設けつつ、国の行政機関及び独立行政法人等にとって事業年度の初日となる令和4年4月1日とすることとしております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案どおり決定し、閣議請議及び官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、これもよろしいでしょうか。また、その際、技術的な修正については、私に一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局において所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。議題3「公的部門ガイドライン等の作成について」について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 公的部門ガイドライン等の作成について、御説明申し上げます。資料3に基づ

いて説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。本資料案は、デジタル社会形成整備法第50条及び第51条による改正後の個人情報保護法、いわゆる令和3年改正法のうち、法第5章が定める行政機関等の義務等をはじめとする国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人といった公的部門に係る規定に関して、規律の考え方や解釈、法律に基づいて行う標準的な事務処理の要領などを示すため、今後、策定・公表を行ってまいりたいと考える資料の概要についてお諮りするものです。

なお、ここでお示しするもの以外でも、委員会として行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、資料の公表や注意喚起などを臨時的・機動的に行うことは考えられるところです。

今後、大きく3種類の資料を策定することを検討してございます。

第1に「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」でございます。これは、行政機関等に対して個人情報の取扱いに関する規律の概要を示すとともに、国民、事業者に対しても情報提供するものとして策定することを想定しております。

第2に「個人情報の保護に関する法律に関する行政機関等向け事務対応ガイド」でございます。これは、主に行政機関等の実務担当者に向けて、個人情報の取扱いや開示等手続を適正かつ円滑に行っていただくための資料として作成することを想定しております。ここでは標準的な様式、手順等を示すといったことが想定されるところでございます。

第3に「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」と題するものでございます。これは、第1、第2と申し上げたガイドライン等を補足する事項としまして、例えば具体的事例への当てはめ等を示すものとして策定することを想定してございます。

2 ページ目を御覧ください。今後の公的部門ガイドライン等の策定に向けたスケジュールをお示ししております。

令和4年4月施行分、すなわち国の行政機関、独立行政法人等に係るガイドラインについては、意見募集を実施した上で年明けまでに公表、また、併せて事務対応ガイド、Q&Aについても同時期までの公表を目指したいと考えてございます。

また、令和5年春施行分、すなわち地方公共団体等に係るものについては、今後、別途策定します政令・規則と併せまして来年4月までにガイドライン等を公表することを目指したいと考えております。

策定に当たりましては、これまでも全国の自治体に対して説明会を開催し、コミュニケーションを図ってきたところではございますが、引き続きこうした説明会等を通じて地方公共団体等と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 地方に関わる部分の公的部門ガイドライン等の策定に関連して一言申し上げたいと思います。

令和3年改正個人情報保護法の地方公共団体等に関わる部分については、政令・規則と併せて来年4月までにガイドライン等を公表することを目指すとの説明がありました。地方公共団体等に関わる改正個人情報保護法は、再来年の令和5年春施行予定ですので、このスケジュールによると、ガイドラインの公表は、施行日の約1年前ということになります。

地方公共団体においては、施行日までに条例の整備が必要になるだけでなく、マニュアルなどの改訂、組織内での研修、住民に対する周知広報など様々な施行準備を進めていく必要があるかと推測します。委員会が可能な限り早い段階でガイドライン等を公表することで、地方公共団体においてより計画的に施行準備を進めていただくことが可能になるのではないかと思います。

ガイドライン作成に当たり、重要なのは、当委員会が地方と十分なコミュニケーションを取るのではないかと思います。地方向けの説明会は6月、7月合わせて既に9回行われてきましたが、今後も引き続き説明会を実施していくとのことです。

地方公共団体は、これまで住民の目線に立って積み重ねてきた実務を新しい制度に照らし合わせて調整していくことになろうかと思います。そうした地方の意見を十分に聞きながら、住民の権利保護と現場の実務に十分に配慮したガイドラインや事務ガイドを作成していくことを事務局に期待します。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおりガイドライン等の作成を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり進めてまいります。

それでは、次の議題に移ります。議題4「G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルの結果報告について」について事務局から説明をお願いいたします。

○大澤企画官 よろしくお願いたします。DFFTに関するG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルの開催について説明させていただきます。

資料上の水色で囲った部分に概要をまとめてございますが、G7のデータ保護・プライバシー機関を集めたDFFTに関するラウンドテーブルが9月7日、8日に開催されました。

日本からはG7各国のデータ保護・プライバシー機関間の協力のための枠組みの構築について発表を行い、新技術の発展と個人情報の在り方、執行協力について意見交換を行いました。

会議の概要でございますが、主催は英国のデータ保護機関である I C O 、出席者は各国の委員長級でございました。日本からは、個人情報保護委員会の丹野委員長、大島委員も出席をいただきました。

データ保護やプライバシーの権利に影響を与える技術革新に係るガバナンスに関する知見やベストプラクティスの共有が議題となっております。また、G 7 各国等が発表したテーマについて意見交換が行われました。

成果としましては、コミュニケという形で公表されてございます。

一番下に、今回のラウンドテーブルの開催の意義をまとめてございます。

G 7 の枠組みにおいて開催される初めての会合でございました。

また、重要な課題として、データ保護機関が果たすべき役割が議論され、D F F T の推進が一層強化されるということ、さらに各国保護機関間の連携強化が促進されるということでございます。

次に、成果文書であるコミュニケの概要について御説明させていただきます。

ラウンドテーブルの成果としまして、議長国の英国が成果文書をコミュニケという形で公表しております。

このコミュニケの中では、1 つ目として、来年の G 7 議長国のドイツが議長となり、来年もラウンドテーブルを開催することが合意されてございます。

また、次回ラウンドテーブルまでの間、実務レベルでの協力を継続することも合意されてございます。

今回の会合では、G 7 各国が発表した 7 つのテーマについて議論を行いました。具体的には、「プライバシーと競争の交差」、「オンライントラッキングの未来形成」、「データ保護に即した人工知能の設計」、「デジタル時代における法執行の再設計」、「パンデミックによる技術イノベーション」、「国際レベルのガバメント・アクセスとデータフロー」、最後に、こちらは日本から提案した内容でございますが、「個人データの越境移転と G 7 各国のデータ保護機関間の協力のための枠組構築」について、G 7 各国と意見交換をしたということでございます。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員。

○大島委員 今回は、G 7 のデータ保護・プライバシー機関による初めてのラウンドテーブル会合でした。各国との間で率直な意見交換をすることができたのではないかと思います。

とりわけ、丹野委員長から新技術の発展、あるいは国際的な執行協力の観点から、実務レベルでの具体的な協力を進めることを提案し、各国から賛同を得ましたことは、大きな成果であったと思います。引き続き G 7 各国と連携してまいりたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

G7ラウンドテーブルの会合は、G7各国のデータ保護・プライバシー機関のトップ同士の率直な意見交換をする非常に貴重な機会でした。今回の会合を契機に、G7各国との協力関係を一層深めるとともに、来年、ドイツで開催される会合に向けて、実務レベルでの会合を含め、しっかりと対応してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。

次からの議題は、監督関係者以外の方は御退席を願います。

(監督関係者以外退出)

○丹野委員長 では、議題5「監視監督について」について、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。本日の会議の資料につきましては、議題1及び議題2の資料については、官報掲載後に公表することとし、議題5の資料については、公表しないことといたします。その他の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページに公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議は、これで閉会といたします。